

## 高齢者の障害者控除対象者認定に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、身体障害者手帳等が交付されていない高齢者に対し、障害者控除認定書を交付することにより、所得税法施行令および地方税法施行令に規定される特別障害者又は障害者として認定を行うことを目的とする。

### (認定対象者)

第2条 障害者控除対象者は本市に住所を有する65歳以上で障害の程度が次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者、または児童相談所等で知的障害者と判定された者に準じる者
- (2) 身体障害者手帳を有している者と同程度の障害を有している者
- (3) 6か月程度以上臥床し、食事・排便等の日常生活に支障がある者

### (認定の申請)

第3条 障害者控除認定を受けようとする者は、障害者控除対象者認定申請書(第1号様式)を対象者の住所を有する区の福祉事務所長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、税の修正申告および確定申告等の有効期限である過去5か年分遡及し申請することができる。

### (認定)

第4条 福祉事務所長は、前条の申請を受理したときは、速やかに認定の可否について審査し、障害者控除対象者認定書(第2号様式)の交付、もしくは障害者控除対象者非該当通知書(第3号様式)により通知するものとする。

- 2 福祉事務所長は、前項の審査をするにあたり、対象者の署名による同意もしくは対象者死亡の場合は申請者の署名による同意を得て、対象者が介護保険法(平成9年法律第123号)第27条の規定に基づく要介護認定又は同法第32条の規定に基づく要支援認定を受けた時点の介護保険における介護認定調査票(電子データを含む)を参考として別表に掲げる基準及び別に定める要領により認定を行うものとする。

- 3 前項の規定によることが不十分な場合並びに要介護認定を受けていない者の調査については、浜松市職員が介護認定調査票に基づく調査を行い、別表に掲げる基準及び別に定める要領により認定を行うものとする。この場合施設職員および民生・児童委員等に協力を依頼できるものとする。

### (審査請求)

第5条 前条第1項の審査の決定についての審査請求は、審査請求書(第4号様式)により行うものとする。

### (細則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、高齢者の障害者控除対象者認定に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月31日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年11月1日から施行する。
- 2 改正後の高齢者の障害者控除対象者認定に関する要綱の規定は、平成25年以後の年分の障害者控除に係る認定について適用し、同年前の年分の障害者控除に係る認定については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 障害者控除対象者認定申請書

年 月 日

浜松市 区福祉事務所長 宛

住所

(電話番号 )

申請者

氏名

(対象者との続柄 )

所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第10条及び地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第7条又は第7条の15の7に定める障害者(特別障害者)として認定を受けたく、申請します。

対象者	住所	
	氏名	
	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
認定対象年	年分	
要介護認定の有無	有(介護保険被保険者番号 )・無	
障害の状況 (該当項目に)	身体 の 状況	1. 日常生活に支障のあるねたきり状態 ( <u>ねたきりになった時期</u> 年 月頃) 2. ねたきりではないが、日常生活に支障のある状態 3. 日常生活に支障はない
	精神 の 状況	1. 常時介護を要する重度の認知症の状態 2. 外出時のみ介護を要する中・軽度の認知症の状態 3. 介護を要する認知症はない

認定に当たっては、要件確認のために必要に応じて、対象者の介護保険等の情報を市が調査することに同意します。

対象者署名 \_\_\_\_\_ 代筆者署名 \_\_\_\_\_

(対象者との続柄) \_\_\_\_\_

(対象者死亡の場合：申請者署名 \_\_\_\_\_)

年分

第2号様式(第4条関係) 障害者控除対象者認定書

第 年 月 日 号

(申請者) 様

浜松市 区福祉事務所長

下記の者を、所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第10条及び地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第7条又は第7条の15の7に定める 障害者 ・ 特別障害者 として認定する。

申請者	住所		氏名	(対象者との関係: )
対象者	住所	浜松市 区	性別	男 ・ 女
	氏名		生年月日	年 月 日
障害事由	障害者	(1)知的障害者(軽度・中度)に準ず。	備考	
		(2)身体障害者(3級～6級)に準ず。		
	特別障害者	(1)知的障害者(重度)に準ず。		
		(2)身体障害者(1級、2級)に準ず。		
	(3)ねたきり高齢者			

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として(訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日(審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する判決があった日)の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

## 障害者控除対象者非該当通知書

第 号  
年 月 日

（申請者） \_\_\_\_\_ 様

浜松市 区福祉事務所長

年 月 日に申請のありました障害者控除対象者認定について、調査の結果非該当となりましたので通知します。

### 記

対象者	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
非該当理由		
非該当対象年		年分

- \* 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。
- なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する判決があった日）の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別表（第4条関係）

**【要介護認定を受けている人】**

	日常生活自立度		要介護度	認定
知的障害者に準ずる	認知症高齢者 日常生活自立度		要介護1以上	障害者控除対象者
		、 M	要介護1から要介護3まで	障害者控除対象者
		、 M	要介護4以上	特別障害者控除対象者
身体障害者に準ずる	障害高齢者 日常生活自立度	A	要支援2以上	障害者控除対象者
		B、C	要支援2から要介護3まで	障害者控除対象者
		B、C	要介護4以上	特別障害者控除対象者
ねたきり高齢者	障害高齢者 日常生活自立度	B、C	要介護4以上	特別障害者控除対象者

**【要介護認定を受けていない人(訪問調査員資格を持つ職員が行う訪問調査による判断等)】**

	日常生活自立度		備考	認定
知的障害者に準ずる	認知症高齢者 日常生活自立度	、	認定調査員資格を持つ職員等による調査	障害者控除対象者
		、 M		特別障害者控除対象者
身体障害者に準ずる	障害高齢者 日常生活自立度	A、B	認定調査員資格を持つ職員等による調査	障害者控除対象者
		C		特別障害者控除対象者
ねたきり高齢者	障害高齢者 日常生活自立度	B、C	認定調査員資格を持つ職員等による調査	特別障害者控除対象者

「ねたきり高齢者」については6か月程度以上の臥床であることを確認すること

第4号様式（第5条関係）

（あて先）

年 月 日

浜松市長

審査請求人

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

## 審 査 請 求 書

下記のとおり、審査請求をする。

記

1. 審査請求に係る処分

浜松市 \_\_\_\_\_ 区福祉事務所長が \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付け  
第 \_\_\_\_\_ 号で（ \_\_\_\_\_ ）に対して行った  
（ \_\_\_\_\_ ）

2. 上記1記載の処分があったことを知った日

年 月 日

3. 審査請求の趣旨

4. 審査請求の理由

5. 処分庁の教示の有無及びその内